

風の輪

風の輪 第8号

社会福祉法人 水仙福祉会
〒533 大阪市東淀川区小松1丁目13-20
☎06-328-4019 Fax06-325-9710

題字 岡村 重夫

展望

戦後五十年の福祉制度の改革

利用者が福祉を選択する時代

戦後間もない昭和二十六年に制定された社会福祉の基本法とも言うべき現在の社会福祉事業法が、大幅に改正されようとしています。これは社会福祉の基礎構造の改革を具体化しようとするものです。

その背景と変革の理念と方向について、月間福祉一九九八年一月号に掲載された、厚生省社会・援護局長 炭谷茂氏の講演を抜粋、要約します。

ニーズに対応しきれない現状制度

日本の福祉の流れは、常に当面する問題や対象者別の課題への対応の歴史であったといえます。そのことから、多くの問題が生じました。一つは、対象者別に福祉事業が展開されたために、初めに対象になる人を分類して、それぞれの施策の対象毎の問題だけをとりえているために、さまざまなニーズをもった一人の人という視点も、地域という視点も失われました。また福祉施策から取り残されてしまう人々の問題、いわゆる制度の谷間がたくさん生ずることになったのです。

また、社会福祉事業法をつくる当時の状況からきた一つの大きな問題があります。戦争直後の当時、戦災孤児や戦

傷者、夫を失った人など、多くの福祉ニーズをもつ人を放っておかず、措置制度というものを導入して、その人達を一方的、職権的に保護することにしたのです。

当時の止むを得ない実情で

対等な立場の福祉を

現在の福祉は「パターナリズム（温情主義）」と呼ばれ、貧しい人、気の毒な人、社会的に弱い人を保護するという考え方です。

しかし、このような考え方は昭和二十年代の緊急の時代ならともかく、今は通用しません。現在のような人権の時代、個人を尊重しなければいけない時代において、このよ

ありましたが、現在では社会福祉の範囲も対象者も非常に広がっています。こういうニーズの変化に対して、五十年も前にできた社会福祉事業法の構成ではもはや通用しない状態になっていることは明らかです。

うに一方的、職権的に措置するというのは、もはや成り立たない考え方です。



デイサービスセンター 水仙の家にて

したがって、このパラダイム（枠組み）を一八〇度転換して、福祉を供給する側と受ける側が、対等の関係にならないといけません。現在の福祉関係法のほとんどの部分が上下関係になっているのを、水平の関係にすることが、これからの福祉のパラダイムになると思われます。

現在のほとんどの経済社会の活動、医療の分野にしても、すべて利用者と供給者が対等の関係になっています。そういう関係に福祉の世界ももっていくことが社会の流れです。こうすることで、サービスを受ける側が供給者を選択し、発言することになります。しかし対等の関係と言っても、福祉を受ける人は社会的に弱い立場の人が多いので、例えば「成年後見人制度」のような対等の関係になるための条件を整備しなければいけません。

また、一人の人間というものを総合的にとらえるということ、地域に根ざした施策の総合的展開ということが不可欠です。

社会福祉事業法の改正は平成十一年春の通常国会に提案される見通しです。